

至り東京金庫労働者組合、應援ヲ求ノ協議中ニテ別記(心)
如キビラシ工場内ニ撒布セリ

(四) 事業主側

會社ニ於テハ現下ノ至淋状態ニテハ欠換中ニテ辛シシ營業
継続セルニヨリ人負ノ懸望ニヨリ轉回策ヲ講スルコト、セ
ルモ前叙ノ如ク被解雇者ノ結束堅キノコトナラズ解雇セサル
際ニカ急業シ應援セルニヨリ前記ノ交渉ニヨリ解雇手當ノ
増額スルキ意向ナルモ勞資ノ交渉ニテハ日滿解決至難ナル
ヲ慮リ五日後四時頃尚在調停謀ニ調停方申出タリ

八、調停状況

本會議ヲ惹起セル解雇者ノ解雇手當ハ別記(心)ノ如ク金額ニシ
テ事務員及職工合計ニ七五二圓五五ニシテ要求ハ各三ヶ月分
宛ニテ相當懸隔アルニヨリ調停謀ニ於テハ両者ノ意見ヲ求メ

折衝中ナリ

右及中(通)報候也

別記(心) 嘆願書

今同今社ノ都合ニ依リ實業經營者ノ裁量ニ行ハラルニ際シ現今財界ノ不況ニ折柄他ニ秋後ノ途ヲ求ムルハ困難ニシテ
解雇者中ニハ明日ヨリ糊口ニ窮スル者モアリ此兵ヲ御推察トシ後前通テ全部ノ復職ヲ願フモ會社ニ水カレ
テ之新界不況ヲ御考慮ナレバ嘆願ヲ承認セラレントク懇願ス也

昭和五年六月二日 會社内 交友会 一同連名調印

別記(心) 嘆願書

先程ノ嘆願書付却下セラレラセ也會社ニ於テハ今一忘御懸慮ノ上是狀共復職方御考慮欲
上儀也

昭和五年六月二日 會社内交友会一同連名調印

別記(心) 要求書

一、今般ノ被解雇者ニ對シ予告手當ヲ除キ一年毎ニ退職手當金三ヶ月割合ニ支給スル
コト

二、今般ノ被解雇者ニ對シ今後新規營業ノ採用ニ際シテハ就職優先扱ヲ共ナルコト
右要求儀也

昭和五年六月三日 交友会

日本計器製造株式会社御中

要求書

一、今般ノ被解雇者ニ對シ勤続手当トシテ一年毎ニ日給十五日分宛加算シテ支給サル、
コト

二、今般ノ被解雇者ニ對シテ解雇手当トシテ六十日分ヲ支給セラル、事ヲ要求ス

昭和五年六月四日 交友会